

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 7 月 13 日 (火) 第 225 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鹿児島県伝統的工芸品の指定 (かごしまPR課取扱い) 1
- 鹿児島県伝統的工芸品の指定の解除 (かごしまPR課取扱い) 1
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 3
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 4
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第810号

鹿児島県伝統的工芸品指定要綱(昭和63年鹿児島県告示第436号)第2条第1項の規定により、次のとおり鹿児島県伝統的工芸品を指定した。

令和3年7月13日

鹿児島県知事 塩田康一

指定した工芸品の 名称	組 合 等		指定年月 日
	名 称	所 在 地	
薩摩切子	MIRIYU工房	薩摩郡さつま町広瀬281番地2	令和3年 5月7日

鹿児島県告示第811号

鹿児島県伝統的工芸品指定要綱(昭和63年鹿児島県告示第436号)第7条第1項の規定により、次のとおり鹿児島県伝統的工芸品の指定を解除した。

令和3年7月13日

鹿児島県知事 塩田康一

指定を解除した工 芸品の名称	組 合 等		指定解除 年月日
	氏名又は名称	住所又は所在地	
甌島芙蓉布	ビー工房	薩摩川内市下甌町瀬々野浦150番地	令和3年 5月7日
垂水人形	垂水人形研究会	垂水市錦江町1番地113	令和3年 5月7日

薩摩錫器	有限会社大辻朝日堂	鹿児島市西田二丁目17番17号	令和3年 5月7日
薩摩琵琶	塩田次郎	鹿児島市皇徳寺台二丁目4番18-12号	令和3年 5月7日
奄美の芭蕉布	きよらぎん	奄美市住用町大字山間568番地	令和3年 5月7日
竹製品（てる）	森哲夫	奄美市笠利町大字須野82番地1	令和3年 5月7日

鹿児島県告示第812号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

令和3年7月13日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

- (1) 区域
県全域

(2) 期間

令和3年8月3日から令和4年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，始良市，薩摩郡，出水郡，始良郡，曾於郡，肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部島の区域を除く。）の区域	奄美市，鹿児島郡，熊毛郡のうち屋久島町口永良部島及び大島郡の区域
--	----------------------------------

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1の(1)に掲げる区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から2週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

鹿児島県告示第813号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和3年7月13日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

肝属郡錦江町馬場字瀬戸5496番2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第814号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和3年7月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市百次町字富永585番1，585番2，字寺田1608番1，1619番

- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第815号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年7月13日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
マルノ薬局鴨池店	鹿児島市鴨池一丁目10番7号	令和3年7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第816号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和3年7月13日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	薩摩川内市	令和3年7月1日

北薩地域振興局告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 7 月 13 日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
咲良障害者自立支援事業所	薩摩川内市祁答院町蘭牟田1805番地5	一般社団法人 Japan Hospitality Learning Center	兵庫県神戸市北区若葉台四丁目8番11号	大石麻瑛央	令和 3 年 7 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 3 年 7 月 13 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
薩摩黒潮会	平田 英照	平田 英照	枕崎市大塚中町447	令和 3 年 6 月 1 日
西之表市と馬毛島の未来創造推進協議会	折口 金吉	濱島 明人	西之表市現和128番地	令和 3 年 6 月 22 日
東井上陽平後援会	東井上 陽平	橋 正貴	霧島市隼人町小田579番地2	令和 3 年 6 月 23 日
東なりあきら後援会	東 斉彬	東 斉彬	霧島市国分野口東8番45-303エレガンスマンション新村	令和 3 年 6 月 23 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県宅建支部	丸峯 正史	会計責任者の氏名	溝口 正人	富山 義三	令和 3 年 6 月 3 日
自由民主党鹿児島県理学療法士連盟支部	村山 芳博	代表者の氏名	村山 芳博	梅本 昭英	令和 3 年 6 月 20 日
自由民主党鹿児島市支部	寺田 洋一	代表者の氏名	寺田 洋一	宝来 良治	令和 3 年 5 月 29 日
		会計責任者	中元 克明	瀬戸山 強	

自由民主党佐多支部	木佐貫 徳和	主たる事務所の所在地	肝属郡南大隅町佐多伊座敷4103-1	肝属郡南大隅町佐多伊座敷5820	令和3年6月21日
		代表者の氏名	木佐貫 徳和	川原 拓郎	
自由民主党垂水支部	川越 信男	主たる事務所の所在地	垂水市浜平2035-2	垂水市柊原605	令和3年6月21日
		代表者の氏名	川越 信男	篠原 静則	
自由民主党根占支部	松元 勇治	主たる事務所の所在地	肝属郡南大隅町根占川北309	肝属郡南大隅町根占川北251	令和3年6月21日
		代表者の氏名	松元 勇治	大村 明雄	
自由民主党野田支部	道上 正己	会計責任者の氏名	中村 勝	中尾 義信	平成31年4月1日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
輝く南さつまをつくる会	本 厚夫	代表者の氏名	本 厚夫	茶園 典之	令和3年5月31日
鹿児島県建築士事務所政治連盟	梅野 一郎	代表者の氏名	梅野 一郎	川口 利昭	令和3年5月26日
鹿児島県歯科技工士連盟	荒木 進	代表者の氏名	荒木 進	草留 謙二	令和3年4月1日
		会計責任者の氏名	吉武 伸一	尾辻 守人	
鹿児島県社会保険労務士政治連盟	山崎 智健	会計責任者の氏名	宮崎 玲子	三輪 全子	令和3年5月28日
鹿児島県宅建政治連盟	桑鶴 悟	代表者の氏名	桑鶴 悟	佐田 弘	令和3年5月27日
		会計責任者の氏名	溝口 正人	富山 義三	令和3年6月3日
永野和行後援会	永野 和行	主たる事務所の所在地	肝属郡肝付町前田665-1	肝属郡肝付町後田2417-1	令和3年6月10日
		会計責任者の氏名	柳井谷 力男	俣瀬 一秋	
永山由高後援会	永山 由高	主たる事務所の所在地	日置市東市来町長里1814-3	日置市東市来町湯田2139	令和3年6月1日
本坊てるお後援会	木原 南	代表者の氏名	木原 南	坂口 二郎	令和3年5月31日
前田幸一後援会	中村 信男	代表者の氏名	中村 信男	花俣 幹夫	令和3年6月19日
八板俊輔後援会	田上 容正	主たる事務所の所在地	西之表市西町24番地	西之表市西之表9934番地7	令和3年6月1日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
有川ひろゆき後援会	鹿児島市松原町10-16 園田ビル1F	村上 芳樹	令和2年7月30日
笑顔のある鹿児島を創 る会	鹿児島市荒田一丁目40 - 7 708	太田 慎一	令和2年7月30日
新庁舎建設を進める会	垂水市錦江町1-87	園田 純俊	令和2年12月25日
たつ治美後援会	日置市吹上町与倉3086 番地15	樹 治美	令和2年12月31日
長里のりゆき後援会	霧島市国分中央三丁目 9-10エコービル3階	長里 紀亨	令和3年6月17日
はしぐち健一郎後援会	日置市伊集院町猪鹿倉 25	橋口 健一郎	令和3年6月14日
橋口芳後援会	薩摩川内市百次町2275 - 6	橋口 芳	令和2年12月31日
平山たかし後援会	鹿児島市東谷山2-3 - 21	安藤 正武	令和2年12月31日
山下和義後援会	伊佐市大口里2696	山下 由美子	令和2年12月31日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第77号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年7月13日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PA FAIRY TAIL 2 JWA	株式会社JFJ	1P0440
ぱちんこ遊技機	PA 遠山の金さん2 遠山桜と華 の密偵J GO 2	株式会社JFJ	1P0543
ぱちんこ遊技機	PA 乗物娘N-K YT 200	株式会社ニューギン	1P0605
ぱちんこ遊技機	P009 RE:CYBORG M4-K	株式会社ニューギン	1I0016
回胴式遊技機	S ニューパルサーDX-VYTD D	山佐ネクスト株式会社	0S1757
回胴式遊技機	S パチスロうしおととら雷槍一閃 JH	株式会社大一商会	1S0775
回胴式遊技機	S ヒット128H1	岡崎産業株式会社	9S1667